解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月八日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

三重県四日市市西村町三八〇番地三

清算法人西村土地改良区

代表清算人　柴田　清尚

解散公告（第三回）

当法人は、定款第二十八条第一項及び第二項の規定により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

鳥取県西伯郡伯耆町大原一〇〇六番地三

財団法人伯耆町スポーツ振興事業団

清算人　大前　直

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

佐賀県佐賀市神野西四丁目一八―三二

特定非営利活動法人日本技能認定協会ナチュラルエッセンス

清算人　今村　和枝

配当公告

北海道函館市本町二九番二九号

破産者　株式会社オフィスフォー

右の者に対する函館地方裁判所平成二十年(フ)第三四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一三九、四六九、五六三円

一、配当をすることができる金額

金一五、六八八、六六四円

平成二十二年四月五日

北海道函館市梁川町一番五号窪田法律事務所

破産管財人　窪田　良弘

配当公告

東京都八王子市宮下町三四〇番地の一

破産者　株式会社手嶋組

右の者に対する東京地方裁判所立川支部平成二十一年(フ)第五六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一七九、七六八円

一般債権　金三三八、六〇五、七四〇円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一七九、七六八円

一般債権　金一五、〇四九、六四五円

平成二十二年四月五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階　破産管財人弁護士　番場　弘文

配当公告

愛知県岡崎市滝町字山籠一四二番地

破産者　谷川土木株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十年(フ)第二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六六、一六六、一五八円

一、配当することのできる金額

金一九、四八八、二一五円

平成二十二年四月五日

愛知県岡崎市羽根町字貴登野三二番地一マルゴビル一〇三号

破産管財人　永谷　和之

配当公告

岡山県倉敷市林六四八番地

破産者　荻田興業株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十一年(フ)第七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四、一五六、八八三円

一、配当することのできる金額

金一〇、八九一、二一三円

平成二十二年四月五日

岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

破産管財人　藤浪　秀一

配当公告

大分県豊後大野市大野町屋原六五八番地

破産者　株式会社鎧南

右の者に対する大分地方裁判所平成十九年(フ)第四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八七二、八七四、一〇九円

一、配当することのできる金額

金二一六、三一二、八三五円

平成二十二年四月五日

大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル四階　破産管財人　麻生　昭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡上毛町大字宇野一一一一番地二、最後の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀二八八番地四〇

被相続人　亡　古江　光保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月五日

埼玉県熊谷市仲町三五番地埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東墨田二丁目七五番地、最後の住所東京都墨田区東墨田二丁目二二番一四号

被相続人　亡　山口　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月五日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七

相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸一丁目二番、最後の住所東京都足立区南花畑四丁目一九番一〇号第三シルバータウン　被相続人　亡　沖山　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月五日

事務所東京都中央区銀座四丁目一〇番一六号シグマ銀座ファースト七階

相続財産管理人　弁護士　御器谷　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市二ツ屋ヨ五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥村　敏博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月五日

石川県金沢市押野二丁目二〇七番地三

事務所石川県金沢市八日市五丁目五四六番地

柿木司法書士事務所

相続財産管理人　柿木　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市大仁二〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　立石　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月五日

静岡県沼津市市場町八番一五号平岩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

落　札　公　告

平成22年4月5日

東京都港区新橋一丁目7番6号

美スズビル

東京国際エアカーゴターミナル株式会社

社長　横山　博史

平成21年10月22日に公告致しました当社ハンディターミナル一式に関する契約相手先は、下記の通り決定致しました。

1．契約相手先：イーソル株式会社

2．契約発効日：平成22年3月5日